

各種委員会の運営について学長は、各種委員会の規程に基づき、適切に運営している。令和元(2019)年度においては、運営委員会、(教員業績評価委員会部会)、将来計画検討委員会、研究倫理委員会、自己点検・評価委員会、教学委員会、(入試制度・広報部会)、(カリキュラム検討部会)、(授業評価・改善部会)、教職課程委員会、就職委員会、個人情報保護委員会、ハラスメント委員会、安全衛生委員会、情報システム運営委員会、図書館運営委員会、FD・SD委員会、通信教育部学務委員会、予算委員会、梅友会委員会の16の委員会と4つの部会を設置し、その運営は学長が指名した委員長と委員が行い、解決が困難な問題や新提案・検討は適宜、学長・学長補佐との協議により進められた。委員会での審議内容や結果は教授会と学科会議で報告され、教職員全員で認識を共有している。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

学長は、運営全般においてリーダーシップを発揮しており、教授会、各種委員会を規程等に基づき適切に運営しているため、現在のところ問題はない。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

学長は、教育研究並びに大学運営まで広く識見を有し、常に建学の精神に基づいたリーダーシップを発揮していることから本項目についての特記事項はない。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

68 監査報告書〔平成29(2017)年度～令和元(2019)年度〕

69 評議員会議決書〔平成29(2017)年度～令和元(2019)年度〕

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事についての寄附行為に関する規程は、以下の通りである。

- ・寄附行為第8条：監事は、評議員会の同意を経て理事長が選任する。
- ・寄附行為第11条：監事は、私立学校法第37条第3項に規定する職務を行う。

会計面においては、大学本部以外にも本学を含む附属学校・施設が点在しているため、帳簿・書類・証憑との照合、資産・負債の残高の検証、学校法人会計基準の準拠性

など、公認会計士に委任する方法により、公認会計士による監査の終了後、監査意見を聴取して状況把握に努めている。なお、法人の事務所管轄である監査室による内部監査も実施している。

監事は、監査を令和2(2020)年6月9日に実施した。また、理事の業務執行状況全般の監査については、毎回出席している理事会において行っている。監査の結果、意見具申すべき特記事項は見受けられなかった。

監事は、理事会に毎回出席し、必要に応じて意見を述べている。令和元(2019)年度理事会への出席状況は6回開催中6回である。

また、寄附行為第11条の規定に基づき、監事による監査が適切に行われている。令和元(2019)年度については、令和2(2020)年6月9日に実施し、監査報告書を作成した。さらに、この報告書を令和2(2020)年6月20日に開催した理事会と評議員会に提出した。

なお、令和2(2020)年1月15日まで開催の評議員会までは、監事は評議員会に出席していなかったが、本法人設置の近畿大学短期大学部における貴協会の令和元(2019)年度認証評価結果を踏まえ、令和2(2020)年3月28日開催の評議員会からは監事2名が出席し、以降の評議員会においても出席することとなった。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

評議員会についての寄附行為に係る規程は、以下のとおりである。

第4章 評議員会

第17条 評議員会は、次に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) この法人の設置する短期大学、高等専門学校、附属の高等学校、中学校、小学校、幼稚園及び看護専門学校の学長、校長又は園長
- (2) この法人の設置する学校の教職員のうちから選任された者、12名以上17名以内
- (3) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者から選任された者 3名以上5名以内
- (4) この法人に關係のある学識経験者 5名以上7名以内
- (5) 理事長

この規程に基づき、令和2(2020)年5月1日現在の理事の現員は14名であり、評議員の現員は36名である。また、評議員会は、私立学校法第42条の規定に従い、適切に運営されている。なお、令和元(2019)年度の評議員会の開催状況は以下のとおりである。

評議員会の開催状況

令和元(2019)年 5月 22 日

議 案：平成 30 年度学校法人近畿大学決算等

出席状況：評議員現員 35 名のうち 31 名出席

令和元(2019)年 9月 27 日

議 案：学校法人近畿大学監事の選任について等

出席状況：評議員現員 36 名のうち 32 名出席

令和 2(2020)年 1月 15 日

議 案：令和元年度学校法人近畿大学補正予算について等

出席状況：評議員現員 36 名のうち 29 名出席

令和 2(2020)年 3月 28 日

議 案：令和 2 年度学校法人近畿大学当初予算について等

出席状況：評議員現員 36 名のうち 26 名出席

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報をお公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 学校教育法施行規則に規定に基づき、教育情報を公表している。

(2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

<区分 基準IV-C-3 の現状>

学校教育法施行規則の規定に基づき、本学ではホームページ内に「教育情報の公表」を明示し、教育研究上の目的、卒業の認定方針、教育課程の編成方針、教育課程の実施方針、入学者の受入方針、教育研究上の基本組織、教員組織、教員数、教員の学位・業績、入学者数、収容定員、在学生数、卒業生数、修了者数、進学者数、就業者数、就職等状況、学修評価基準、卒業・修了の認定基準、教育研究環境、徴収費用、修学・進路選択・心身の健康に係る支援その他大学の取り組みに関する情報を公表している。また、各種冊子にも必要情報を明記している。

現在、財務情報として「事業報告書」、「資金収支計算書」、「活動区分資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「貸借対照表」、「財産目録」、「監査報告書」、「学校会計について（解説）」を毎年 5 月に開催される理事会後に学校法人近畿大学のホームページ上で公開している。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

監事は、学校法人の業務及び財産の状況に対する監査を適切に行っているが、今後は、より内容のある監査に向けて、どのような事象を監査の対象とするかを検討する。監事の出席状況及びその活動、監査報告業務においては、現在のところ問題はない。

評議員会は、寄附行為に係る規定に基づいて組織され、私立学校法第 42 条の規定に従い運営しているので、現在のところ問題はない。

説明責任については、学校教育法施行細則の規定に従い公表し、私立学校法の規定に基づき財務情報を公開しているので、現在のところ問題はない。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

学校法人の業務や財産の状況は、監事が適切に監査し、理事会、評議員会も機能している。また、教育情報や財務情報も公表していることから、ガバナンスに関する特記事項はない。

<基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

理事長のリーダーシップを発揮し、総合大学をマネジメントしている。一方、理事会、大学協議会、評議員会も開催され、会計監査も問題なく行われており、ガバナンスは適切に機能している。中・長期の事業計画の予算、財務関係の書類も適切であると評価された。よって前回、問題点は指摘されなかった。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

継続的に運営組織を点検し、良好な状態を維持するように努める。